

## 利用団体認定申請にあたっての注意事項

### 提出書類

定例利用希望団体は①～⑦、随時利用希望団体は①～④の書類をご提出ください。

#### ① 社会教育関係団体認定申請書 様式第1号（第3関係）

- ・ 団体の目的又は活動内容、具体的な社会貢献活動は必ず記載してください。
- ・ 利用団体の認定申請をするには、3名以上で構成されており、市内在住者と市内にお勤めの方の合計が会員の1/3以上の団体であることが原則です。
- ・ 代表者住所・電話番号（携帯番号）…公民館からの通知や連絡、冷暖房料納付書の送付先とさせていただきます。

※公民館からの通知や連絡、納付書送付などを代表者以外の方に希望される場合は連絡先にその旨ご記入ください。

#### ② 会員名簿

#### ③ 当該年度の事業（活動）計画書

#### ④ 前年度の事業（活動）実績書

} 任意の様式でも可能です。

#### ⑤ 飯山市公民館施設（備品）使用許可申請書 様式第1号（定例利用希望団体のみ）

#### ⑥ 飯山市公民館施設（備品）使用料減免申請書 様式第4号（定例利用希望団体のみ）

#### ⑦ 定例利用団体 使用日調査表 （定例利用希望団体のみ）

- ・ 利用希望日が他の団体と重複した場合は、電話等で調整いたします。

- ・ 土曜日午後の講堂は、公民館行事等の開催のため定例利用から除きます。

## 飯山市社会教育関係団体の認定に関する事項

①親睦交流のみを目的とする団体は認定しないものとします。

「社会教育事業を組織的かつ継続的に実施でき、その事業の成果が十分に期待できるもの。」の趣旨から会員は広く市民に対して開かれていることが必要であり、社会教育又は社会体育学習活動を行わずに会員相互の親睦や交流のみを目的とする団体は、社会教育団体とはいえません。

②塾やカルチャーセンターのように、講師（先生）が中心となって月謝をとり活動をしている団体は認定しないものとします。

上記のような団体は、社会教育関係団体とはいえません。

### 【参考】

社会教育関係団体として認定する団体は、おおむね次に掲げる団体で主に飯山市の社会教育に関する事業を行うものとします。

- (1)青少年教育に関する団体
- (2)成人教育に関する団体
- (3)体育、スポーツ又はレクリエーションに関する団体
- (4)芸能、文化、趣味に関する団体
- (5)飯山市スポーツ協会及び飯山市スポーツ協会に加入している団体
- (6)飯山市芸術文化協会及び飯山市芸術文化協会に加入している団体
- (7)その他主として社会教育に関する事業及び活動を行い、広く市民の参加を受け入れる団体